

「奈良県いじめ防止基本方針（案）」に関するご意見と奈良県の考え方について

No.	該当箇所	ご意見	奈良県の考え方
1	本文11～13頁 第2 いじめ防止等のために県が実施する取組について	5項目目として、「いじめが発生した際の学校や教職員の負担軽減」を掲げていただきたいです。もちろん本方針とその取組により、いじめが防止され、件数が減少することに越したことはありませんが、いつでもどこにおいても起こり得るいじめが実際に発生した際に、対応に追われるクラス担当の教職員や学校関係者の負担は計り知れないものがあります。また、その多大な負担が分かっているからこそ、いじめ発生の報告を怠り、握り潰しが行われるという可能性を捨ててくることはできません。この意味で、「特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、」という記述だけでは不十分であり、県からいじめが発生した際に、当該教職員へのフォローが積極的になされるという方針が示されているかどうかということは、いじめを防止しやすい、早期発見しやすい環境という面においても、非常に大きな要素となることは間違いないと考えます。簡単な方針と短い記述で構いませんので、学校側・教職員の負担軽減の取組項目の追加を是非ともお願いしたい所存です。	法や県いじめ防止基本方針等に沿って、学校が組織的にいじめ事案に対応し、いじめの重大事態化を防ぐことが、教職員の負担軽減に繋がると考えています。 とりわけ、今般の奈良県いじめ防止基本方針（案）では、学校いじめ対策組織に原則として外部専門家を加えること（15頁）、いじめを認知した際には、教職員間やスクールカウンセラー等と情報共有し、学校全体で組織的に対応すること（18頁）、保護者への説明時には状況に応じて管理職を含めて対応すること（19頁）などを追記し、特定の教職員が一人で抱え込まずに組織的に対応することの重要性を強調しています。 加えて、「第6章 重大事態の対処」を中心に、いじめ事案の発生時に学校や教職員らが取るべき対応を詳細にお示ししており、教職員の負担軽減に資するものと考えています。
2	本文18頁 ③家庭との連携「いじめのサイン発見シート」の配布について	シートの配布について、県内の全児童の全保護者に配布するのかどうか、子どもの手に渡らずに配布する方法等のガイドラインを示していただきたいです。	文部科学省の事務連絡において、「いじめのサイン発見シート」の電子データは、各学校等において自由に使用し、利活用することが推奨されています。各ご家庭への周知及び配布方法については、それぞれの実情に応じて、学校設置者及び学校で検討いただきたいと考えています。
3	本文19頁 ＜いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について＞	一段落目に「また、今後の指導方針を伝え、」とありますが、この書き方ではいじめを受けた児童への「支援」の方針なのか、いじめを行った児童への「指導」の方針なのか、またはその両方の方針について言及したいのかわかりません。支援と指導の用法については、いじめ防止対策推進法第23条第3項に則っています。支援の方針の場合は、「また、いじめを受けた児童生徒に関して、今後の支援方針を伝え、」と変更、同じく次の一文も「保護者には、支援とその結果について」と文言を変えていただきたいです。同様の理由により、項目のくくりの文言自体も、＜いじめ被害・加害児童生徒の支援と指導について＞と記述の順番を変更していただきたいと存じます。	奈良県いじめ防止基本方針（案）において、「指導」という文言は、加害児童生徒に対して使用しています。 学校は、いじめを把握した場合、被害児童生徒を徹底して守るとともに、加害児童生徒への指導方針について、被害児童生徒及び保護者に提示し、指導結果についても丁寧な連絡を行っていただきたいと考えております。併せて、被害児童生徒が安心して学校生活を送れるような支援を講じる必要があると考えています。  “項目のくくりの文言”については、20頁11行目から、『加害児童生徒に対しても、人間的成長につながる「指導」と社会的自立を目指した「支援」を行う』旨を記載していることから、見出しの文言は＜いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援＞と表現しております。
4	本文19～20頁 ＜いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について＞	いじめの傍観者がいた場合に、その指導について記載がない。いじめをする／される児童だけでなく、第三者がそのいじめに関係しているという可能性も考慮に入れ、指導の際にどの生徒までをその対象に入れるか、場合によっては該当クラス全体への包括的な話し合いを含めた指導という視点も持ち合わせていただきたい。	いじめが起きたときは、第三者が関係しているという可能性も考慮しながら、正確な情報の把握と教職員間の共通理解により多面的な視点から組織的に対応し（18頁）、いじめ被害・加害児童生徒の対象範囲を明確にしたうえで、適切に支援及び指導をしていただきたいと考えています。 また、普段からいじめを生まない土壌づくり、互いに尊重する集団づくりに取り組み、クラス全体に、いじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努める（16頁）ことも大切だと考えています。 なお、「クラス全体への包括的な話し合いを含めた指導という視点が必要」とのご意見については、「いじめ被害・加害児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と社会的自立を目指した支援を行うものとします。」（20頁）において、同様の視点から記載しています。